



2026年3月25日

各位

会社名 株式会社 THE グローバル社
代表者名 代表取締役社長 岡田 圭司
(東証スタンダード: コード 3271)
問い合わせ先 経営企画部長 岡田 一男
(TEL. 03-3345-6111)

極度方式基本契約に係る変更覚書の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であります株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）との間で、2024年3月28日付け（極度金額40億円）及び2025年11月21日付け（極度金額60億円）で締結した極度金額合計100億円に係る極度方式基本契約について、借入期間の延長及び借入利率の変更を目的とする変更覚書を締結することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

I. 2024年3月28日付けの極度方式基本契約の変更覚書の締結

1. 変更覚書の目的

当社における今後の新規プロジェクトに機動的に対応できるよう、SBI証券との間で、2024年3月28日付けで締結した極度方式基本契約に関して、2025年3月25日に契約期間を延長する目的で変更覚書を締結しましたが、更に契約期間の延長及び市場金利の上昇を参考にした借入利率の変更を目的とする変更覚書を締結することといたしました。

2. 変更後の基本契約の概要

	変更前	変更後
極度金額	4,000百万円	変更なし
契約期間	2024年3月28日～2026年3月26日	2024年3月28日～2026年9月30日
借入利率	固定金利 ・不動産仕入資金とする場合 1.5% ・運転資金とする場合 2.0%	固定金利 ・不動産仕入資金とする場合 2.0% ・運転資金とする場合 2.5%

II. 2025年11月21日付けの極度方式基本契約の変更覚書の締結

1. 変更覚書の目的

(仮称) 目黒プロジェクトにつきまして、事業の進捗に合わせ、借入期間の延長及び市場金利の上昇を参考にした借入利率の変更を実施するものであります。

2. 変更後の基本契約の概要

	変更前	変更後
極度金額	6,000百万円	変更なし
契約期間	2025年11月21日～2026年3月31日	2025年11月21日～2026年9月30日
借入利率	固定金利 1.5%	固定金利 2.0%
担保	本件プロジェクトにかかる土地に抵当権を設定	変更なし

III. 支配株主との取引に関する事項

基本契約に係る変更覚書の締結について、借入の相手方である株式会社SBI証券は、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の子会社であるため支配株主に該当しており、基本契約に係る変更覚書の締結は支配株主との重要な取引等に該当します。

1. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は2025年9月29日に公表しましたコーポレートガバナンス報告書において開示しております通り、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社及び当社連結子会社と、親会社であるSBIホールディングス株式会社及びSBIホールディングス株式会社の連結子会社との取引決定にあたっては、一般取引と同様に市場価格等を参考にした公正妥当な価格としております。また、重要性の高い取引については取締役会の決議を行うこととしており、常に少数株主保護の観点に留意して取引条件を決定することとしております。」と定めております。

基本契約の締結におきましても、取締役会において取引の合理性と取引条件等について慎重に検討し、一般取引と同様の条件での取引であることを確認したうえで決議していることから、少数株主の保護の方策に関する指針に適合していると判断しております。

2. 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の取締役会決議に際しては、SBIホールディングス株式会社又はその関係会社（但し、当社及びその子会社を除きます。）の役職員を兼任している高村取締役は、審議及び決議に参加していません。

3. 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員であり社外取締役である明石昌氏並びに社外取締役監査等委員である山上友一郎氏及び上村直子氏より、(i)変更覚書は今後の新規プロジェクト及び(仮称)目黒プロジェクトについての必要な資金であり、変更覚書を締結することは不合理ではないと考えられる。したがって、変更覚書の締結について、目的に合理性が認められる。(ii)変更覚書の締結について、基本契約の契約期間を変更することは、新たな義務を生じさせるものではなく、また借入利率の変更については、一般取引と同様に市場金利の上昇を参考にした公正妥当な水準の利率であり、変更覚書の契約条件に妥当性が認められる。(iii)変更覚書の締結に際しては、上記2.記載の措置が採られており、基本契約の締結に係る意思決定手続きに関し、SBIホールディングス株式会社ないしは同社関係者から、当社各取締役等に対し、不当な影響力が行使されたことをうかがわせる事情は認められず変更覚書の締結の手続きについて公正性が認められる。

以上のことから、変更覚書の締結が少数株主にとって不利益なものでないとの意見書を受理しております。

IV. 業績への影響

2026年6月期の当社の連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以 上